



水戸市役所
〒310-8610 水戸市中央1-4-1
☎029-224-1111(代)

2012
平成24年
No.1294

9 | 15

みとの魅力発信

広報

みと

- 情報ガイド …………… 2
- 輝くひと …………… 11
- ようこそ！図書館へ …… 11
- 英国式庭園 セツ洞公園 …… 12
- わたしたちの学校 …… 13
- 子育てけいじばん …… 13
- イベントカレンダー …… 14
- 健康情報版 …………… 16

次なる災害に備えて

災害時に利用する井戸の登録にご協力を

災害による断水時に、洗濯、トイレなどに使用する、生活用水を無償で提供する井戸の登録制度を創設しました。井戸をお持ちの方は、ぜひ登録にご協力ください。

なお、登録された井戸の情報については、市ホームページに掲載するほか、町内会などをとおして、市民の皆さんにお知らせします。また、登録井戸の敷地付近には、「災害時生活用水協力井戸」の看板を設置します。

募集件数／400件

申込・問合せ／9月18日(火)～10月17日(水)
に、住所、氏名、電話番号を記入し、郵送で、地域安全課(〒310-8610、☎232-9152)へ

※申請数が多い場合は、小学校区の単位などで数を調整します。また、申請のあった井戸は、水質検査を行い、異常がない場合に登録となります。

震災からの復興に向けて

住宅復旧にかかる借入れ利子の一部を補助します

東日本大震災で被災した、住宅や宅地の復旧にかかる、借入金の利子の一部を補助します。

補助の対象者／次のすべてに該当する方

- ①大規模半壊・半壊・一部損壊の被災住宅の補修、被災住宅に代わる住宅の建設・購入、または被災宅地の復旧を市内で行う方
- ②自己または親族が被災住宅を所有し、かつ震災時に居住していた方
- ③平成23年3月11日以降に、金融機関と融資の契約をし、平成26年3月31日までに融資を受けた方
- ④市税を滞納していない方

※被災住宅を解体したことにより、被災者生活再建支援金の支給を受けた方、または今後支給を受ける方は、対象外となる場合があります。詳細は、お問合せください。

補助額(上限)／年末融資残高の1パーセントに相当する額

補助の対象となる融資残高(上限)／住宅…640万円、宅地…390万円、住宅及び宅地…1,030万円

補助の期間／5年以内

申込・問合せ／12月28日(金)までに、直接、住宅課(市民会館東側臨時庁舎内、☎232-9222)へ